

「発達障害のある人に対する後見業務」研修会の参加報告

平成30年6月22日（金）、弁護士田代において、東京弁護士会高齢者・障害者の権利に関する特別委員会主催の「発達障害のある人に対する後見業務」の講演会に参加して参りました。

本講演会では、公益社団法人あい権利擁護支援ネットの社会福祉士・臨床心理士である小嶋珠実氏が講師となり、後見業務を行うにあたって、発達障害と診断された方またはその可能性のある方との接し方等講義いただきました。

後見業務では、判断能力が低下して自分の身の上を理解できなくなった方や、財産を散逸してしまう（または他人から財産を取られてしまう）恐れのある方に就き、その方の身上監護や財産管理等の業務を行います。仮に、その方が発達障害を伴っている場合には、単なる認知症と診断された方とは異なる接し方等も要求され、その点を配慮する必要があります。

この点、本講演では、講師が担当した過去の具体的な事例のお話もしていただき、今後後見業務を行う上で、大変勉強になりました。

今後とも自身の業務の糧となるような講座に出席し、更なる見識を深めて、適正かつ円滑な業務遂行に役立てて参ります。

以上